

一等水準点検測成果集録

第 二 卷

昭和 30 年 8 月

地 理 調 査 所

一等水準点検測成果集録

第二卷

昭和30年8月

地理調査所

記

本集録は、昭和29年度に、当所が行つた一等水準点検測の結果を集録図示したものである。
なお受託事業の東京都内水準点検測結果については、東京都土木技術研究所において成果を発表されるので、本集録には省略した。

昭和30年8月

地理調査所

一等水準点検測成果集録

第 二 卷

目 次

1. 観測器械及び観測法	1
--------------------	---

(1) 観 測 器 械

(2) 観 測 法

2. 検測区域及び期間	2
-------------------	---

3. 変動図の説明	2
-----------------	---

附図 一等水準路線図

一等水準点変動図

1. 観測器械及び観測法

(1) 観測器械

a. 水準儀

観測年度	水準儀名称	望遠鏡の倍率	気泡管感度
大正13年(1924)以前	Carl Bamberg 製一等水準儀(Y型)	36倍	4" ~ 5" / 2mm
大正14年(1925)以後	Carl Zeiss 製 III型精密水準儀	36倍	10" ~ 12" / 2mm (合致式)
昭和28年(1953)以降	Carl Zeiss 製 III型精密水準儀	36倍	"
	Wild 製 NIII型精密水準儀	42倍	6" / 2mm (合致式)

b. 水準標尺

観測年度	水準標尺名称	目盛部の状況		
		長さ	材質	目盛法
大正13年以前	Carl Bamberg 製水準標尺	3m	露国産自然乾燥赤楊	木部の表面に直接5mm毎に目盛る
大正14年以後	Carl Zeiss 製精密水準標尺	3m	インバール(巾2.6cm長さ3mのものを20kgの張力で緊張してある)	インバール帯の中央線の両側に2.5mmの差をもつて5mm毎に目盛る
昭和28年以降	Carl Zeiss 製精密水準標尺	3m	全上	全上
	Wild 製精密水準標尺	3m	全上	全上5mmの差をもつて10mm毎に目盛る

(2) 観測法

観測に当つては、地上によく踏込んだ鉄製標尺台上に標尺を附属水準器によつて、鉛直に立て、水準儀は兩標尺間の中央に整置し、後視——前視、更に前視——後視の順序に観測を行う。

Carl Bamberg 製一等水準儀においては、才一回視準は視野における標尺の上方分割を、才二回は下方分割を、整準螺子によつて十字糸の中央に導いて、これに応ずる水準器の気泡分割を読みとる。

Carl Zeiss 製及び Wild 製精密水準儀においては、才一回視準は視野における標尺の左側分割を、才二回は右側分割を測微装置によつて楔形十字糸の中央に導き、プリズム内の水準器気泡の影像が合致したとき、分割を正挾して、測微鼓胴を読みとる。

水準儀と標尺との距離は、平地では通常40m(Wild NIIIでは65m)以内とし、各水準点間(約2km)は往復測量を行つて、その出合差は、3mm以内とする。又水準線が閉合しているときは、その閉合差は、 $1.5\text{mm}\sqrt{S}$ (Sは片道の距離——km単位)以内とする。なお木製標尺においては、毎日作業

の前後に鋼鉄製 1m 基準尺と比較し、「インバール」製標尺においては、定期的に「インバール」製 1m 標準尺（副原器と直接比較したもの）と比較して、その長さを検定し、観測値に所要の補正を行う。

2. 検測区域及び期間

「検測区域及び期間一覧表」のとおり。

3. 水準点変動図の説明

- (1) 変動量は、凡て水準点間の新観測比高から、旧観測比高を減じた値を、仮不動点を基準として累加したものである。
- (2) 変動図中、点線は再設・傾斜改埋等のため比較不能のものを示す。

検 測 区 域 及 び 期 間 一 覧 表

昭 和 29 年 度 (1 9 5 4)

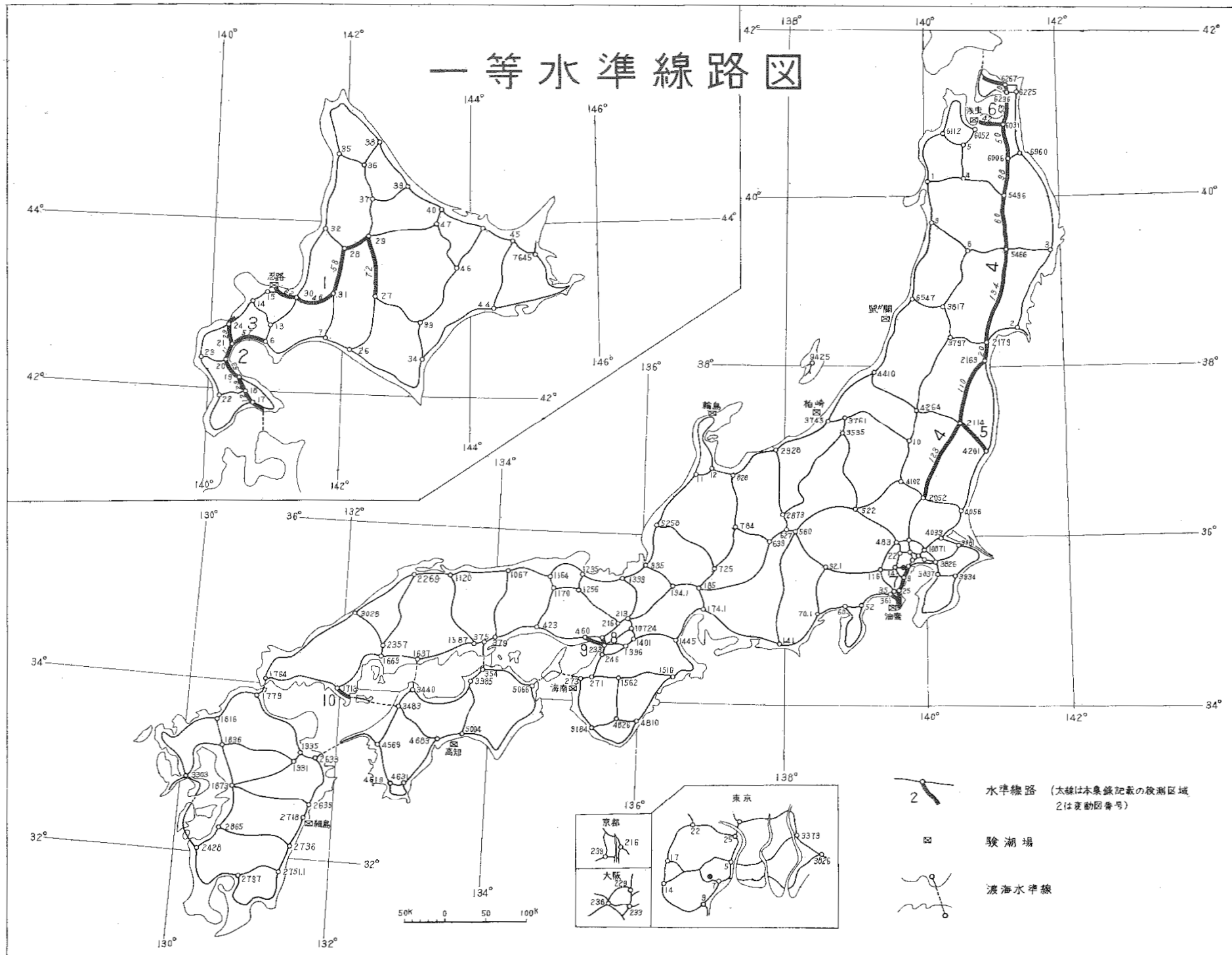
a 当 所 事 業

変動区番号	検 測 区 域	不動とした水準点番号	籽 数	検 測 期 間
1	自 北海道塩谷村 忍路験潮場固定点	北海道塩谷村	260	自 昭和29年5月18日
	経 岩見沢市 B.M. J.31			至 // 年8月1日
2	至 北海道山部村 B.M. J.27	忍路験潮場固定点	192	自 昭和29年8月7日
	自 北海道虻田町 B.M. J.6			至 // 年9月29日
3	経 函 館 市 B.M. J.17	全 上	42	自 昭和29年8月4日
	至 北海道戸井村 B.M. 7015			至 // 年9月1日
4	自 北海道長万部町 B.M. J.21	栃木県宇都宮市	631	自 昭和29年6月10日
	至 北海道寿都町 B.M. 7152			至 // 年10月19日
5	自 栃木県宇都宮市 B.M. J.2052	全 上	75	自 昭和29年6月12日
	至 青森県野内村 B.M. 6045			至 // 年7月28日
6	自 福島県郡山市 B.M. J.2114	全 上	105	自 昭和29年7月8日
	至 福島県平市 B.M. J.4201			至 // 年10月3日
7	自 青森県野辺地町 B.M. J.6031	東京都千代田区	143	自 昭和30年2月27日
	至 青森県大間町 B.M. 6286			至 // 年3月24日
8	自 東京都文京区 基 零	水 準 原 点	23	自 昭和30年2月18日
	経 神奈川三浦市 油壺験潮場固定点			至 // 年3月21日
9	至 神奈川横浜市 B.M. F.25	大阪府吹田市	16	自 昭和30年2月28日
	自 大阪府吹田市 B.M. J.472			至 // 年3月11日
10	至 大阪府大阪市浪速区 B.M. J.235	山口県徳山市	51	自 昭和29年11月25日
	自 兵庫県西之宮市 B.M. J.460			至 // 年12月26日
	至 大阪府大阪市北区 B.M. J.237	B.M. J.460		
	自 山口県徳山市 B.M. 1716	山口県徳山市		
	至 山口県大畠村 無 号	B.M. 1716		

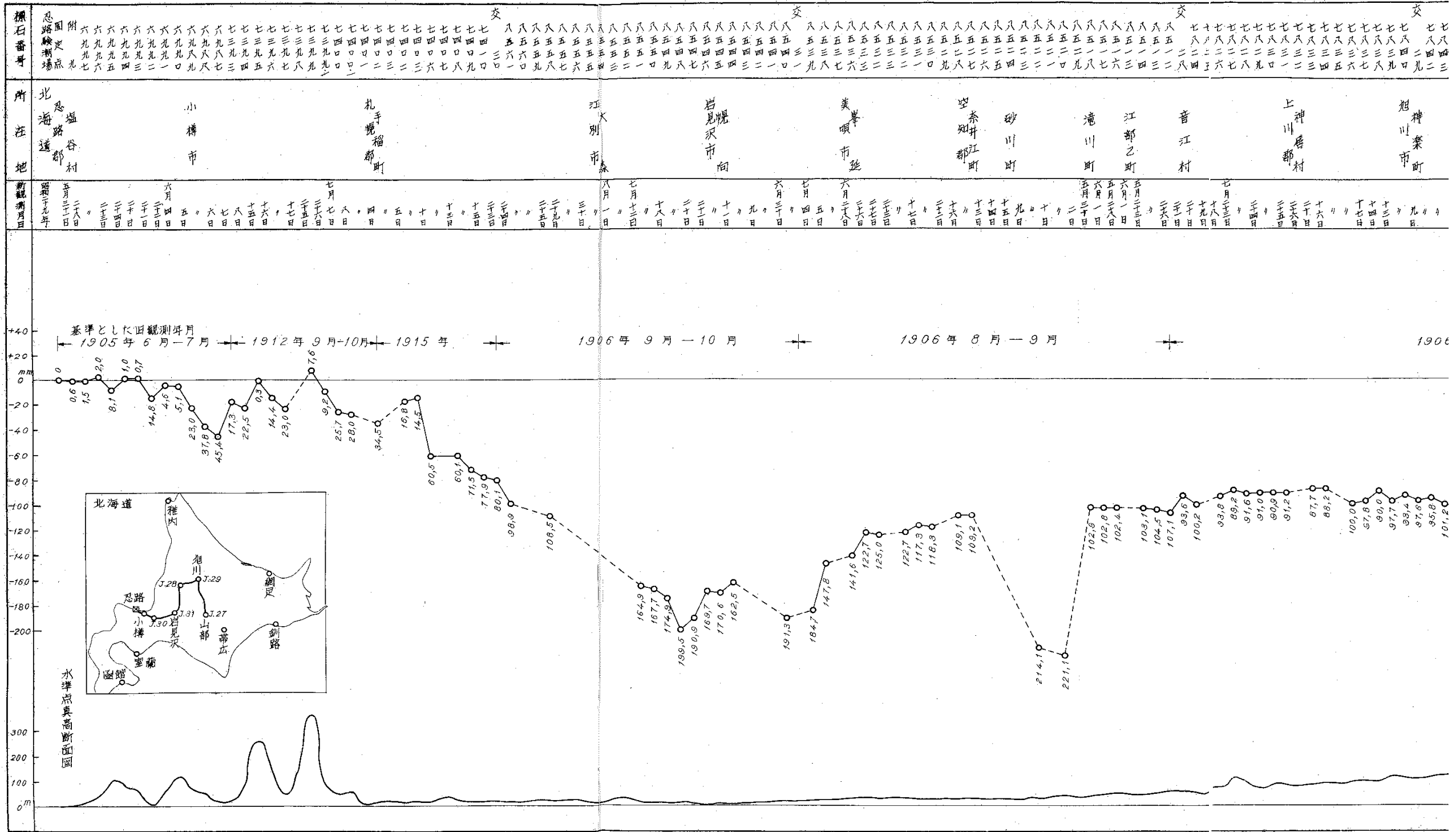
b 受 託 事 業

東京都内		176	自 昭和30年2月11日
			至 // 年3月22日

一等水準線路図



自後志支庁塩谷村 至上川支庁山部村



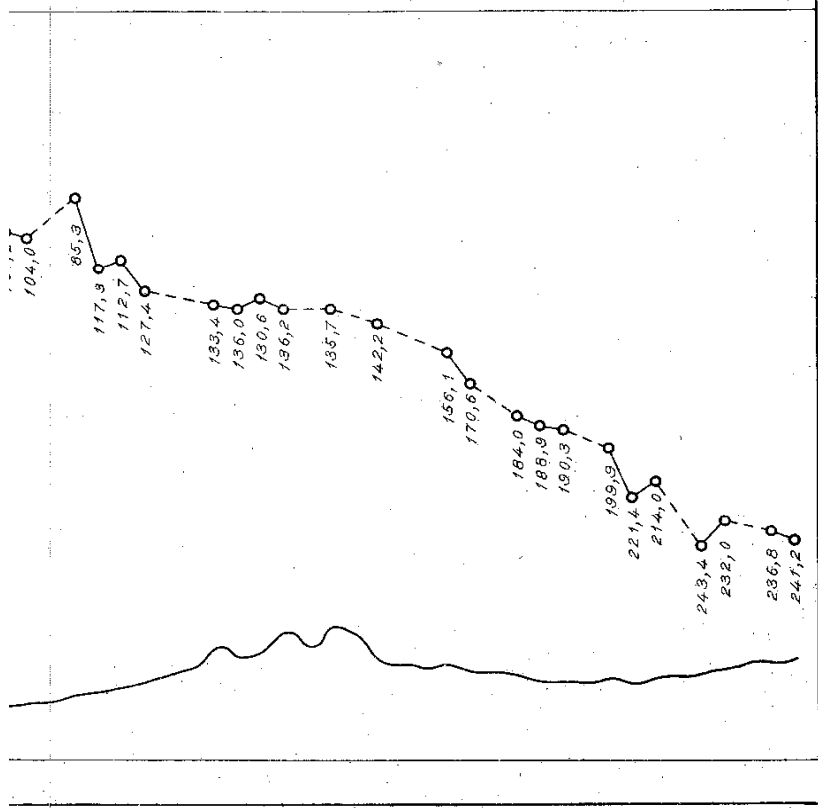
七八四三
 七八四六
 七八四七
 七八四八
 七八四九
 七八五〇
 七八五一
 七八五二
 七八五三
 七八五四
 七八五五
 七八五六
 七八五七
 七八五八
 七八五九
 七八六〇
 七八六一
 七八六二
 七八六三
 七八六四
 七八六五
 七八六六
 七八六七
 七八六八
 七八六九
 七八七〇
 七八七一
 七八七二
 七八七三
 七八七四
 七八七五
 七八七六
 七八七七

交

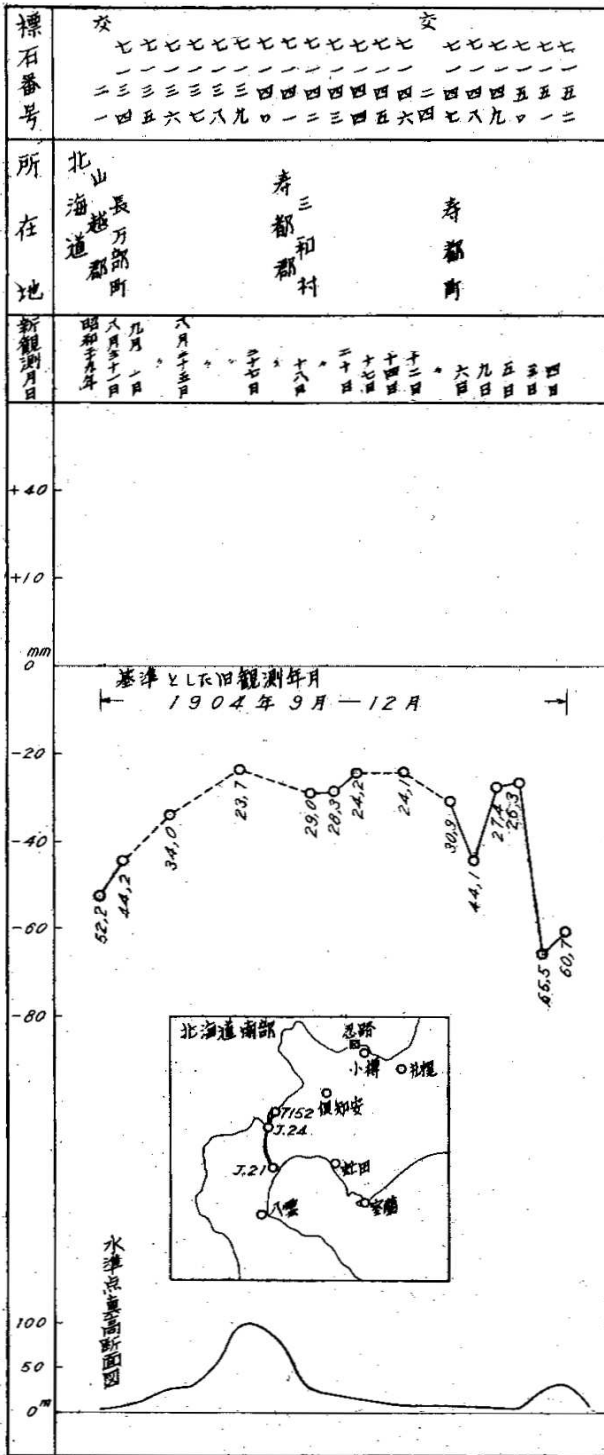
美 瑛 町
 空 上 野 野 村
 中 野 野 村
 山 都 村

六月十日
 六月十一日
 六月十二日
 六月十三日
 六月十四日
 六月十五日
 六月十六日
 六月十七日
 六月十八日
 六月十九日
 六月二十日
 六月二十一日
 六月二十二日
 六月二十三日
 六月二十四日
 六月二十五日
 六月二十六日
 六月二十七日
 六月二十八日
 六月二十九日
 六月三十日

5 年 10 月 - 11 月



3 自 浪壽支庁長万部町 至 後志支庁寿都町



9 自兵庫県西宮市
至大阪府北区

